

# 対象問題集：『項目別問題集』

令和6年4月1日改正法施行のため、下記内容の変更を願います。

## ● P.85

▶ **覚えておこう、この項目の重要点** 「**② 高速自動車国道の最高速度、最低速度（標識や標示で指定されていないところ）**」を以下のように変更します。

**② 高速自動車国道の最高速度、最低速度（標識や標示で指定されていないところ）**

最高速度	自動車の種類	最低速度
100km/h	・大型乗用自動車 ・中型乗用自動車 ・特定中型貨物自動車以外の中型貨物自動車 ・準中型自動車 ・普通自動車（三輪・けん引を除く）	50km/h (法令の規定に従うとき、) 危険防止のときを除く。)
	・大型自動二輪車 ・普通自動二輪車	
90km/h	・大型貨物自動車 ・特定中型貨物自動車（三輪・けん引を除く）	
80km/h	・三輪の自動車	
	・大型特殊自動車	
	・けん引自動車	

※本線車道が往復の方向別に分離されていない区間では、一般道路と同じ